

## 平成30年度第2回佐世保市地域包括支援センター運営協議会議事録

日時 平成30年12月20日(木) 19:00～21:00  
場所 中央保健福祉センター(すこやかプラザ) 6階 研修室1  
出席者 千住委員 山田委員 田中委員 中村委員 久保田委員  
橋川委員 永木委員 横田委員 柳詰委員

### <事務局>

吉住課長 橋口課長補佐 七種係長 大石主査 岡本主査  
沖原主査 山本主査 岩本主任主事

議事内容 (1) 平成29年度佐世保市包括的支援事業委託料収支報告  
(2) 平成29年度佐世保市地域包括支援センター業務評価結果について  
(3) 指定介護予防支援の一部委託について  
(4) その他

【長寿社会課長】～あいさつ～

【千住会長】～あいさつ～

それでは議事に入ります。質疑は後程まとめて行いますので、事務局から説明下さい。

【事務局】

『平成29年度包括的支援事業委託料収支報告』及び『平成29年度佐世保市地域包括支援センター業務評価結果』について説明します。まず、平成29年度包括的支援事業業務委託料について説明いたします。

平成29年度の事業実施状況については、前回説明済みですので、決算について簡単に説明します。資料は、1ページの「平成29年度包括的支援事業業務委託料の状況」をご覧ください。

上段が29年度、下段が30年度の委託料です。委託料の精算の流れは、まず概算払いとして、各地域包括支援センターの委託料を4半期で支払い、委託契約期間終了後30日以内に、センター事業費の収支報告書を受託法人から提出後、審査の上、委託料を確定し、精算となります。上段の表にあるように、委託料から確定額を差し引いた金額が返還額となります。

返還額の内訳としては、人件費に関するものです。受託法人募集要項において3職種のうちの保健師について、保健師に準ずるものとして「地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師」を配置した場合、保健師の人件費から5%に相当する額を減額することとしております。また、欠員が生じた期間についても減額となります。したがって、平成29年度全包括の委託料は225,438,431円、確定額は223,288,222円、返還額は2,150,209円となっています。

下段の30年度の委託料についてですが、前年度10月1日の圏域内の高齢者数(65歳以上)によ

り決定されています。内訳として、配置する職員の人件費と業務に必要な事務費に分かれています。人員体制については、高齢者数が 6,000 人以上の地域は 3 職種それぞれ 1 名配置するとともに、2,000 人毎に 1 名の追加配置をすることとなっています。

また、事務費についても、配置職員が 6,000 人以上の地域は 4,752 千円、高齢者数が 2,000 人増加するごとに約 500 千円を加算することを基礎として、これまで 5 年間の委託料確定額の実績に応じて決定しています。

したがって、高齢者数の増加により、前年より人件費及び事務費が増額となった包括があり、全包括の委託料は 238,440,298 円となっています。委託料についての報告は以上です。

次に、平成 29 年度地域包括支援センター業務評価結果の報告します。センターは、「適切、公正かつ中立な運営を目指す」ために、各業務の評価を行うことになっており、運営協議会の意見を踏まえ、次年度の事業に反映させることとなっています。

まず、平成 30 年 3 月 30 日に地域包括支援センター業務評価の実施についての通知を受託法人宛に送付しました。

それを受け、地域包括支援センターで自己評価を実施後、平成 30 年 4 月 27 日までに全包括が提出されました。業務評価表の受理後、全センターの現地確認として、平成 30 年 6 月 8 日～7 月 13 日に、センター長はじめセンター職員と法人担当者も同席の上、聞き取り確認等を実施しました。

聞き取り確認の結果、中項目となる「独自の取り組み」及び小項目の「具体的な取り組み」内容の文言について、表現の修正や自己評価の変更により、最終的に提出された業務評価表は、お手元の資料 3 ページからとなっております。その後、平成 30 年 10 月 30 日に、業務評価結果を受託法人へ送付しました。

結果内容については、お手元の資料、各包括の業務評価表のとおりです。

なお、今回、評価結果の中で改善事項のあったセンターについては、改善状況の報告をいただいています。

資料の最後に「参考資料」として添付している活動報告ですが、今年度 4 月～9 月の各地域包括支援センターからの報告をまとめています。

今回は、各事業の詳しい説明は割愛し、年度の報告にて説明させていただきます。事務局からは以上です。

#### 【千住会長】

それでは、事務局から説明があった事項について、委員の皆様、何か質問はありますか。

#### 【横田委員】

委託料について、高齢者の人数で決まる包括の職員数で変わるということですが、前年度に比べて人件費の金額に差があるようです。

#### 【事務局】

29 年度は日宇包括支援センターの職員数は 4 名でしたが 30 年度は、職員配置の基準となる 10 月 1 日時点で 1 名追加となる高齢者数が次の 2,000 人に達していましたので、追加配置の職員が 1 名増員

という形になっています。また、29年度までは、24年度から包括支援センターの委託が始まっており、そこから5年間の受託期間満了に伴い委託料の上限額をしめした上で再選定という形になっています。結果、包括支援センター方の受託法人は変わっていませんが、その際に今後の6年間の委託料の基となる金額が上限額の範囲内で決まっています。

補足しますと、29年度までは決算ベースの数字を掲載しています。30年度については、予算ですので、最終的な委託料がこの数字とはなりません。

**【横田委員】**

では、30年度委託料は、概算払いの金額ですね。

**【事務局】**

はい。委託料を四半期に分けて支払い、年度終了後、収支報告をしていただき、確定額という形になります。

**【横田委員】**

もう一点、事務費については、どのようなものが事務費となるのか教えてください。

**【事務局】**

主なものは、執務をするにあたって必要なコピー機のレンタル代、電話代、事務所の賃貸料、事務用品等です。

**【横田委員】**

事務費についての適正な価格の基準はありますか。

**【事務局】**

30年度に受託法人の公募を行いました。受託法人が更新する可能性もあるということで、25年度から29年度の5カ年分の事務費を総合的に見て、この圏域にはこれだけの事務費の上限額が必要ではないかというところを考慮し、上限額を設定しています。その上限額以内で公募し応募してきた事業者が30年の受託法人となっています。

**【千住会長】**

その他にありませんか。

**【久保田委員】**

業務評価表の自己評価に関する点ですが、とありますが、「○」が多ければいいということではないと思いますが、吉井はかなり「△」が多いようです。改善報告も法人から提出されていますが、なぜこのような結果になったのかお尋ねしたい。また、他の包括も「○」が多いが、自己評価について説明してください。

**【事務局】**

自己評価については、包括職員の職種間で検討して、評価となっています。その上で、長寿社会課としても、現場に行って話を伺ったり、資料を出していただき確認していますので、「○、△」をつけられている分については、偏った評価ではないと考えています。

吉井包括については、人の移り変わりが激しくて、なかなかうまく引継が出来ない状況で、次の方が就かれるということもあり、うまく事業所内が回っていませんでした。三職種間のやりとりも十分ではなかったので、常に「こんな風にやってみてください。」「こんな風にしてください。」と提案しながら、必要に応じて、対応していました。その結果が「△」が多かったということでした。

前回の協議会の時にお願ひしたように、なかなか人員が揃わなかったということもあり、吉井包括に関しては、こちらからも助言、支援をしている状況ではありました。

**【久保田委員】**

今後も、ご指導とか助言とかよろしくお願ひします。

**【事務局】**

吉井包括について一番の原因は、やはり人員に対することだったと聞いています。理事さん達と話す機会がありまして、その辺は本当に真摯に受けとめていただいて、今は体制自体が、整ってきています。その職場環境も含めて、改善されている傾向が見られますので、私どもともしても、そこは重視していきたいと思っています。

**【永木委員】**

参考資料の 67 ページですが、人員が少ない分、様々な関係職種と連携するといいいと思います。関係職種間との会議等が少ないようですので、この辺も、市から助言した方がいいと思います。

**【事務局】**

企画会議等の三職種での連絡連携が十分ではなかったので、地域ケア会議を開催しても参加者が、何のために集まったのかわからなかったという、ご意見がありましたので、そこら辺の全体的な連携と、会議そのものの目的もしっかり持って実施していくよう、助言はしていきます。

**【千住会長】**

指定介護予防支援の一部委託について、事務局から説明ください。

**【事務局】**

地域包括支援センターの業務の中で、「要支援」及び「総合事業対象者」のプランを作成する指定介護予防支援業務については、包括的支援業務とまた別の業務で、佐世保市から指定をして法人でプランナーを雇い包括支援センターに配置して動いていただいています。一部を指定居宅介護支援事業者へ委託することができるものとされています。

「指定居宅介護予防支援事業者」については、本市の指導監査課へ申請し、包括支援センターとの委託については、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう、委託する業務の範囲、業務量に配慮することとなっており、その委託事業者につきましては、「指定居宅介護支援事業所」として、当運営協議会の承認を受けることとなっています。

前回の当運営協議会において、68の事業所について承認いただきましたが、その後、新たに委託することになった事業所がありました。72ページの一覧表のとおり71事業所です。

今回増えている事業所は、いずれも県外ですが、何らかの理由で住所を佐世保市に残したまま、実態は県外のお子さんの所でサービス利用をされているといった事業所です。

委員の皆様のご承認をいただきますよう、よろしく申し上げます。

#### 【千住会長】

新規はどこですか。

#### 【事務局】

69番から70、71番で、福岡、大阪の事業所となっております。

#### 【横田委員】

新規の3事業者も、これまで認定されているところと同じく委託しても特に問題はないということですが、法人は遠い所ですが、事業所について教えていただきたい。

#### 【事務局】

事業所の所在地については、県外の事業所で佐世保市内ではありませんが、まず、指定居宅介護事業所として申請していただき、指定を受けた事業所ということで、委託をするにあたっては問題ないところだと判断しております。例えば、利用者の方が県外の子供さんの近くの病院の方が看護がしやすいので、佐世保市の住所のまま、県外の子供さんの近くに行って、そのあとサービスを受けるようになったといった場合、その事業所には佐世保市の指定を受けていただき、そのサービスを利用していただき、そこでプランを立てていただくという形になるので、包括支援センターが事業所に委託をしてプランを立てていただくという形になります。

#### 【永木委員】

特例ということですね。県外の事業所が特例で、例えば先ほどの子供さんところに行って近い事業所がそこだからということですね。

#### 【山田副会長】

介護保険の介護給付でいくと、佐世保市にお住まいの方が市外に出られた時点で、直接施設に変わった時に、保険者自体が、以前の住所地の佐世保市になる住所地特例という制度がありまして、この場合、通常であれば住所を移動されて転出されてから、介護保険の認定の証明書とかを転出先の役所に提出して、そこで新しい保険証を発行してもらえればいいのですが、先ほどの説明の子供さんが住んでら

っしやる近くの病院とか、市内に住所を置いたまま施設に入られると、以前の住所、佐世保市であれば佐世保市が保険者という形になります。しかし、佐世保市の事業所が他の市まで行ってケアマネジメントできないので委託をするということで、こちらの佐世保市の方からあちらの包括支援センターを通じて、居宅の事業所の方に委託をするという形で、委託の居宅の事業所をお願いしてるという形です。

**【永木委員】**

利用される方が、もし亡くなられたとか、利用を辞めた時には、その事業所は事業の一覧から削除されますか。

**【事務局】**

県外の場合は、利用が終われば、この中からは確認をして消えていく形になります。その場合も、ご報告をさせていただきますので、その時にご承認いただくという形になります。

**【千住会長】**

他になれば、この委託を承認させていただきたいと思います。皆さんいかがでしょうか。

— 一同承認 —

**【千住会長】**

では、その他について、事務局からお願いします。

**【事務局】**

吉井包括支援センターについてのご報告ですが、前回の本協議会において、指定介護予防支援事業担当者が不足しているので、委員の皆様にも、ご紹介のお願いをしておりましたが、10月から2名のプランナーが配置されまして、現在3名体制となっていると報告を受けております。

**【千住会長】**

その他、委員の皆様ありませんか。

**【柳詰委員】**

地域包括支援センターでのマンパワーは重要だと思います。職人技を持った職員が蓄積され、その職員が連携し、研修を受けていくことがいいのですが、経験が足りないところについては、すべての仕事を網羅するには時間等がかかると思うので、その職員への研修や、重点的にこちらをやるとか、そういうバランスをとっていくことも必要だと思います。登山では一番遅い人に合わせるというのが鉄則だと聞いていますので、こういう経験年数が少ないところへのバックアップを、ぜひお願いしたいと思います。温かい目がかつ指導もしながら支援していただければ、我々市民としても安心だと思います。

## 【橋川委員】

3点お尋ねします。まず、老人クラブでは、シルバーヘルプサービスという有償ボランティアを、平成10年前後から実施しています。現在、活動者数は250名ですが、活動内容は、老人クラブ会員であるなしに関わらず、一人暮らしの老人の方、或いは、元気高齢者の方々の安否確認や話し相手といった活動を行っていただいております、対象者数は380名ぐらいです。

自分達の足で一軒一軒訪ねて回り、対象者の方達を募っているということでした。

包括支援センターも絡んでいたり、民生委員の方も回った地域、回らない地域もあって、実際、自分達がどこまで回ればいいのかわからないという相談があり、地域包括支援センター、民生委員、老人クラブの連携をどうにかできないかという要望があります。

次に百歳体操の件ですが、最近始められたグループの代表者の方が、補助金についての情報で、いつ出るのか尋ねてもわからない、まわりのグループは補助があるのに、なぜ出ないのかと、尋ねられましたので伺いたい。

最後に、地域包括ケア会議に参加したい老人クラブの会長さんがいらっしゃいまして、コミュニティ推進会議でも参加するように言われていたが、「町内会長までは案内があるが、老人クラブの会長には何もこない。どうしてだろうか。」質問を投げかけられております。この3点をお願いします。

## 【事務局】

まず、2点目のいきいき百歳体操の補助金ですが、地域介護予防活動支援事業の補助金が74,000円で、地域で自主的に活動されている団体にお渡ししている補助金がありますが、年度の結構早い時期に補助金の上限額まで達してしまい、補助金の申請を見込んで活動されていた団体さんへは、補助金としての支援が不可能になってしまっている状況ですけれども、それ以外の事務的な支援、活動の手伝いに行ったり、百歳体操で使用する錘を、次年度の補助金の申請ができるまで貸し出すとかいった支援を模索しました。

いつ補助金がでるかとはわからないというのは、おそらく今年の補助金の予算が尽きてしまい、これが単年度ごとの事業になっていますので、31年度以降の予算については、まだ何とも確定ができないというところで、包括からも説明していただいているところです。

次に地域ケア会議に関してですが、地域ケア会議は、会議にお招きをしてお話をさせていただきたい方にお声掛けをしております。各包括さんが、どこまで声掛けされてるか、全部掴めてはいませんが、これからいろいろな協議体や生活支援体制整備で地域づくりをしたりというところで、今後、お声かけさせていただくことになると思います。

はじめの、シルバーヘルプサービスについてですが、事業としては老人クラブさんが実施されると承知はしていますが、例えば私達が訪問して、必要な方にシルバーの方でいいのか、専門的な方でいいのかと言うのは、少し精査といいますか、判断が必要なのかなとは思っています。

ただ、みんなの意識の中で、情報提供できてるかとなったら、そこは多分意識がないので、これから地域の中でサービスの一つとして、資源として活用できるものであれば、個人情報の部分もあるので、すり合わせが必要だとは思いますが、ご紹介できるのかなと思います。

**【千住会長】**

その他に何かありませんか。ないようでしたら、本日の審議について。これで終了したいと思います。事務局にお返しいたします。

**【事務局】**

委員の皆様方には、お足元の悪い中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。次回の開催は2月中旬から3月の下旬を予定しております。開催の際にはさせていただきますので、ご出席のほどよろしく願いいたします。

以上をもちまして、平成30年度地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。